

令和3年 第8回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 8月31日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 6名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 3番 松崎 久範 5番 上野 光正
6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩 会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 欠席委員 農業委員 1名
2番 松井 正一郎

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第38号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
- 第7 議案第41号 非農地証明交付申請の承認について
- 第8 議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係 長 兵藤 衣重 主 査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

ただいまから、令和3年第8回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
それでは、会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

本日は、農業委員は、6名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

なお、欠席の松井正一郎委員からは、欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番山口裕三委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日8月31日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページから御覧ください。

まず、8月の業務報告についてでございます。

3日に、児湯地域担い手育成総合支援協議会の監査を行いました。

12日に、児湯地域担い手育成総合支援協議会の事務局会が行われました。

16日に、第65回常設審議委員会が予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面により開催されまして、1件の案件を審議いただきまして、案件の内容につきましては、先月の総会で、承認いた

できました「〇〇〇〇」に関する案件で、結果は、農地法第5条第3項の規定による意見聴取について、「諮問に同意します。」ということで答申をいただいております。

同じく16日に、宮崎県女性農業委員連絡協議会総会及び第1回研修会が予定をされておりましたが、総会は「書面議決」、研修会は「中止」となっております。

17日に、農地情報公開システム操作研修会が開催をされました。

18日に、あっせん委員会を開催いたしております。

同じく18日に、農業者年金加入推進特別研修会が、Web形式で行われております。

30日、昨日ですけど、児湯地域担い手育成総合支援協議会の総会と児湯農業協同組合総合農政推進協議会の総会についても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、「書面議決」となっております。

8月の総会関係でございますが、23日に現地調査を行いまして、本日31日が総会となっております。

続きまして、3ページの方になります。9月の業務計画でございます。

1日に、宮崎県農業振興公社との農地買入事前調査会ということで行います。

3日から高鍋町議会定例会が開催をされます。一応22日までの予定となっております。今回の議会は令和2年度の決算、令和3年度の補正予算、条例の一部改正等となっております。一般質問につきましては、農業委員会に対する通告はございませんでした。

13日に、新規就農者の案件で、関係機関、普及センター、児湯農業協同組合、農業政策課の農地の担当と畜産の担当と協議を行います。

それから次に3ページの下段ですね、毎年9月に行う農地法第30条の規定に基づく農地の利用状況調査については、9月の13日の週に実施する予定でございます。

一応ここにお名前等入れさせていただいておりますが、御自分の担当される地区の日程について、その日が都合の悪い方は、二人組にしておりますので、もう一人の担当委員さんと相談のうえ、早めに事務局へ申し出てください。日

程を調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9月の総会関係になります。22日に現地調査、30日に総会を行うこととしております。

なお、総会終了後には引き続き、農業者年金加入推進研修会を行いますので、よろしくお願いいたします。

業務報告と業務計画は、以上です。

[事務局]

4ページをお開きください。

県進達経過報告書を申し上げます。

5条申請6件、8月18日付けで許可となっております。以上です。

5ページを御覧ください。

「農地法第18条第6項の規定による通知について」は御覧のとおりです。いずれも本日の議案第42号に関連しております。御確認をお願いします。

以上です。

[議長]

ただいまの報告2ページから5ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第38号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。6ページをお開きください。議案第38号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1 番 令和3年8月6日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 畑 4, 891 m²

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1 番 売渡し 申し出 担当委員 5 番 永友 定己 推進委員

順番委員 1 番 橋口 卓史 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。9ページをお開きください。

議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1 番 3条賃貸借。

農地の所在 大字○○字○○****番 畑 636 m²

貸付人 ○○○○

借受人 ○○○○

この件につきまして、担当の山口委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1番]

1番。説明いたします。〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから隣の畑を借りるということに決まったそうです。

みんなで現地を見に行っただけですけれども、野菜等が植え付けてありました。隣の〇〇〇〇さんの畑もちゃんと草が刈ってあって、あとは耕すだけの状態になっておりました。

1年間の賃借料は反当〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。
推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番です。ありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。10ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。
農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

今回の申請は借受人の経営規模拡大で、本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 3条賃貸借。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 394㎡ ほか4筆

貸付人 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。御説明を申しあげます。まず13ページの図面を見ていただきますと、右横に置いていただきますと分かりやすいんですが、上側が〇〇と右側が〇〇の〇〇が見えると思います。下の〇〇が〇〇の〇〇になります。〇〇と〇〇に繋ぐ小さい道があるんですが、その間がこの該当水田となっております。

当該につきましては、去年から今年にかけて、農業委員会の総会において〇〇さんから数回に分けて、所有権移転が申請された件なんですが、この度まとめて賃貸借の申請がされたということです。

現況は基盤整備を〇〇さんが受託をされまして、今年度から〇〇さんがそのまま耕作をしておられます。

現地調査の時点では飼料米とか、〇〇等の水稻が栽培をされておりました。

契約期間は5年間ということで、賃料は10a当り〇〇〇〇円となっております。

賃借事由は経営規模の拡大ということです。それから農業経営計画書を岩村さんが付けておりますけど、17ページに私の意見を書きました。

〇〇さんの場合は農業と建設業の両方をお父さん家業されておったんですけど、その両方を彼が受け継ぎまして、農業機械についても揃ってるということ

で、ただ田植機とコンバインについては、今のところリースだということですが、営農に支障は感じられない判断であります。

現在当該地についても本人が耕作しており、そういう実績もございます。

以上から今後とも新しい形の農業の担い手として年も若いですし、活躍が期待できるというように考えております。以上で説明を終わります。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番。ありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。12 ページをお開きください。農地法 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号 6、議案第 40 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書承

認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

18 ページをお開きください。

議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 704 m²

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は保育園の駐車場、菜園です。

担当の坂本委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

私が担当になっておりますので、この場から説明をさせていただきます。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権移転です。

〇〇〇〇さんは〇〇をされており、〇〇〇〇さんは〇〇を経営されております。

申請地は20 ページを御覧ください。

〇〇北側の〇〇交差点から東へ250 m行った、〇〇に隣接した農地に駐車場と菜園を造る計画です。

この〇〇は建て替えを計画しており、現状の駐車場では狭く、〇〇との車の事故の危険性があるため、職員の駐車場を確保するとのことです。

22 ページの配置図を御覧ください。土地の境界には2段のブロック塀を設置し、土砂流出防止に努め、雨水については駐車場の中央両側に雨水枡を設置し、北側排水路に放出するという事です。生活排水は発生しないとのことです。

〇〇水利組合との協議も済み、小丸川土地改良区の農地転用について差し支えないという意見書もついております。

資金の内訳は土地購入費が〇〇〇〇円、土地造成費が〇〇〇〇円、フェンス

設置費〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円。全額自己資金で通帳の写しも添付されておりました。以上です。

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりがある10ha以上の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、転用理由が、既存の〇〇の施設を拡張するためですので、農地法施行規則第36条の不許可の例外に該当するため転用許可対象です。坂本委員より説明をいただきましたが、被害防除について、問題が発生した際は責任をもって対処する旨の譲受人が作成した確約書の添付があることを加えさせていただきます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 78㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は学習塾建築です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。それでは説明いたします。24ページの地図を見てください。24ページの地図を見ていただきますと、真ん中に走っているのが県道〇〇線ですかね、町道〇〇の交差点があります。下に走っているのがしんきん通りですね。そのこのところのちょうど角に〇〇があります。そこから約20m東、高鍋駅の方に行ったところが申請地となっております。

25ページを見ていただきますと、申請地の****番*、これが田んぼなんですけども、それと隣接地の****番*と****番*、これを合わせて3筆を対象に次の26ページのような間取りで学習塾を建設されるということで、今回の申請地はこの赤で囲んであるひよろ長い農地、田んぼになっております。

また25ページを見ていただきますと、昭和40年に****番*と****番*、これ2筆に〇〇〇〇さんのお父さんが家を建てておられましたが、申請地の****番*、ここも地目は田んぼなんですけども、宅地と勘違いして父親が昭和57年に増築に及んだということで、相続人である〇〇〇〇さんからも顛末書が出されております。

現在は****番*も含めて、3筆とも更地になっておるようです。

土地の売買価格ですけども、3筆合わせて5畝弱474㎡あるんですが、〇〇〇〇円ということで、一坪当たりだいたい約〇〇〇〇円ということです。これに建築費〇〇〇〇円合わせて〇〇〇〇円で、全額自己資金となっております。貯金通常の写真が添付してありました。

雑排水につきましては、公共下水道に接続し、雨水は溜め枳を経て、道路側溝に接続する予定となっております。

駐車場は舗装により土砂の流出を防ぐという計画となっております。

以上説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が近隣商業地域に定められた区域にある農地であることから第3種農地と判断されます。第3種農地は転用許可対象です。隣接する宅地2筆と共に学習塾建設敷地として利用したいということから申請されております。

こちらの申請にも被害防除について、問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書の添付がされています。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第41号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。29ページをお開きください。

議案第41号「非農地証明交付申請の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2,498㎡ ほか1筆

所有者 〇〇〇〇

非農地の事由は、耕作放棄地のうち農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地のうちその土地の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用をすることができないと見込まれるためです。

この件につきまして、担当の坂元洋子委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番。説明します。所有者〇〇〇〇さん、畑、2筆。非農地証明願です。現地は〇〇を過ぎて、左に上がり、〇〇を通り、道なりに200m行ったところの左側です。

この件は昭和48年11月に4条の許可が出ており、鶏舎を建設し、法務局に地目の変更をしなければいけないところ、長い年月されておらず、現在は鶏舎は取り壊され、法務局が地目の変更で、現地調査をされたところ、現地に鶏舎はなく、許可内容と異なるため、地目変更ができませんでした。

現地は人力又は農業機械での耕起整地できない土地であるため、原野としての非農地証明願に至りました。

以上、説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号8、議案第42号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34ページをお開きください。所有権移転です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 455㎡ ほか1筆

所有権を移転する者 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。公益社団法人宮崎県農業振興公社さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

一時貸付タイプを利用して、平成28年9月から公社との貸借契約の基、〇〇〇〇さんが作付けて、4年10か月後に購入する土地です。

〇〇〇〇さんは和牛繁殖農家です。〇〇、〇〇、〇〇の広域で認定農業者の認定を取られています。広域認定は最近始まりました、町ではなく、県が認定します。

申請地は〇〇から北東へ600mほどの農地です。

現地を確認したところ、雑草が少し生えていました。

価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3,085㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは認定農業者ではありません。

申請地は〇〇線の〇〇から南東へ150mほどの農地です。

現地を確認したところ、甘藷が栽培されていました。価格は〇〇〇〇円です。
以上です。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 628㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

申請地は、〇〇〇〇さんのハウスがそばにあるんですけど、その南側のすぐそばに申請地がございます。

現状は稲が刈り取られていました。元々は利用権貸借を交わしていたのですが、このほど〇〇〇〇さんが、どうしても処分したいということで、農業委員の上野委員に相談があって、耕作者の〇〇〇〇さんがしょうがなくと言うと失礼ですけども、買うことになったそうです。

対価を見ると分かるんですけども、どうしても地権者の〇〇〇〇さんが処分したいということで、〇〇〇〇くんが安ければという話し合いの基、対価は〇〇〇〇円ということで、折り合いがついたそうです。以上です。

[議長]

はい。ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。35 ページをお開きください。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 4, 013 m²

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

申請地は〇〇が行われるところから西へ150mほど行き、北へ100mほど行った右側にあります。

現状はお茶が植えてありました。〇〇〇〇さんはお茶を栽培している認定農業者でございます。

この案件も利用権貸借を交わしていたのですが、〇〇〇〇さんが売りたいということで、〇〇〇〇さんを買ってくれないかということで話があって、まとまった件であります。

対価は〇〇〇〇円だそうです。反当り約〇〇〇〇円ぐらいかなと思っております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36 ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 1, 504 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の新規設定です。

〇〇〇〇さんはキャベツ及び千切り大根、早期水稻などを栽培されております。

申請地は〇〇地区で、〇〇の坂のところの五差路を踏切の方へ行って、踏切の手前 2 5 0 m のところの 1, 5 0 4 m² の田んぼです。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてありました。

期間は 5 年間で 1 0 a 当り 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

はい。次の 2 番から 6 番まで、5 件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、すべて公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は省略いたします。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 8 2 1 m² ほか 4 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんと公社との中間管理事業を使った利用権貸借です。

最初に〇〇の****番*は先ほど言いました、〇〇〇〇さんのハウスなんですけども、すぐそばの東側、ひとつ田んぼ挟んだところにひとつがございます。

現状は稲が刈り取られたようでありました。

あと、〇〇の3つなんですけども、そちらは〇〇から250mほど行ったところにちょっとまばらではありますけども、****番*と****番*は1つ挟んでありますが、****番*はそれより南に50mほど行ったところがございます。

現状はこちらも稲が刈り取られてありました。

もう1つの〇〇の****番*は〇〇〇〇さんのハウスの南西側に30mほど行ったところがございます。

たぶんこれはまだ稲が植わってたんですけども、もう刈り取られたかどうか分かりませんが、現状は稲が植えてありました。

賃借料は10a 当り〇〇〇〇円です。期間は5年間です。以上です。

[議長]

はい。3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 4, 473㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。その前の件は耕作者は〇〇〇〇さんです。すいませんでした。

〇〇〇〇さんと公社との中間管理事業を使った利用権貸借です。この案件は貸渡しのあっせんで上がったものであります。

申請地は〇〇の****は〇〇の10号線を100mほど上がり、右に入ってUターンするように曲がって100mほど行った、左側に申請地はございます。

また、〇〇の****番*に関しては〇〇〇〇から南東に直線で50mほど行ったところがございます。

現状はどちらとも少し草は生えてありましたが、最初の話し合いのときに比べれば全然きれいに管理されてるんじゃないかなと思っています。

期間は10年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。

耕作者は〇〇〇〇くんです。以上です。

[議長]

はい。4番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 1, 213㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから公社との中間管理事業を使った利用権貸借です。

申請地は〇〇から北へ30mほど行った、左側にあります。

耕作者は〇〇〇〇さんなんですけども、〇〇〇〇さん宅のすぐそばに、この申請地のそばに家と牛舎もあります。

それで〇〇〇〇さんも元々は〇〇〇〇さんって方の娘さんに当たるんですけども、隣近所でよく知り合っているという仲なので、〇〇〇〇さんに作ってくれっていうような話が上がったそうです。

作ってくれればお金はいらぬということで、無償という形で今回案件が上がりました。

期間は3年6か月だそうです。以上です。

[議長]

はい。5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 680㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の小嶋推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

6番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使って宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定です。

申請地は先ほど言われましたように大字〇〇の〇〇地区の1筆で、〇〇のすぐ東側の農地です。

今の耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんで、水稻や甘藷等を栽培されています。現地を確認したところ、隣接する南側の農地と連続して甘藷が栽培されていました。

なお、賃貸は今年は無償で、契約期間は来年の1月から5年間ということで、

賃借料は10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。38ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 464m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本幸推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番。説明いたします。〇〇〇〇様から県農業振興公社へ農地中間管理事業を活用しての利用権の設定です。

耕作者は〇〇〇〇で、場所は〇〇から西に150mぐらい進んだところに〇〇という〇〇があります。そのすぐ南隣に申請地があります。

現在はヨシとか笹竹みたいな雑草が生えていました現地は。

期間は5年で、賃借料は無料だそうです。以上です。

[議長]

はい。事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から6番まで、6件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から6番まで、6件の案件について、原案のとおり決定することに賛成

委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和3年第8回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労様でした。

(閉会 14時46分)